

「ヨガでキレイになろう」
 ～癒しのヨガ～

男性の参加者が増えてきました。お気軽にご参加ください。
 日時 11月27日(休)
 午後7時30分～8時30分
 会場 象潟公民館
 参加料 無料
 講師 齊藤真弓氏
 持ち物 バスタオル、飲料水等
 問合せ スポーツ振興課
 ☎33・8855

すてきなクリスマスカードを
 作りませんか

日時 12月6日(出)
 午前9時30分～11時
 会場 仁賀保勤労青少年ホーム視聴覚室
 対象 小学生以上
 定員 40人
 ※予約が必要です。
 持ち物 はさみ、色鉛筆類、のり(先の細いもの)
 申込・問合せ 仁賀保勤労青少年ホーム
 ☎35・4711

中小企業の皆さんへ
 年末資金相談会のお知らせ

秋田県、秋田県信用保証協会、あきた企業活性化センター等、合同で年末資金確保などについて相談会を開催します。開催前日まで電話で申し込みください。
 日時 12月5日(金)
 午前10時～午後4時30分
 会場 由利地域振興局
 内容 ▽年末金融相談▽経営相談

リフレッシュ教室
 ～ヨガ体操～

ぜひご参加ください。
 期日 12月1日(月)
 受付 午前9時30分～10時
 会場 象潟保健センター
 持ち物 バスタオル
 問合せ 象潟保健センター
 ☎43・7501

にかほ市子育て支援事業
 「親子のミニミニクラブ」

▼ひよこ・ぱんだコース
 期日 12月3日(休)
 対象 平成18年4月2日～20年1月31日生まれ
 定員 30人
 ▼うさぎコース
 期日 12月2日(休)
 対象 平成16年4月2日～18年4月1日生まれ
 定員 15人
 ◆◆◆◆◆
 内容 クリスマス会
 会場 象潟保健センター
 受付 午前9時30分～10時
 申込期限 11月28日(金)
 申込・問合せ 象潟保健センター
 ☎43・7501

【女性の人権ホットライン】
 強化週間の実施

法務省と全国人権擁護委員連合会では、11月17日から23日を強化週間とし、女性をめぐるさまざまな人権問題への取り組みとして専用電話相談窓口を開設します。法務局職員または人権擁護委員が相談を受けます。相談料は無料、秘密厳守で対応します。
 申込・問合せ 由利地域振興局地域企画課
 ☎22・5432

司法書士総合相談センター本荘
 無料相談会の開催

毎月第3水曜日に無料相談会を開催しています。
 日時 11月19日(休)、12月17日(休)

毎週木曜シェイプアップ教室
 会場変更のお知らせ

象潟体育館で開催しているシェイプアップ教室を、12月4日～3月19日までの期間、金浦小学校体育館で行います。運動不足になりがちな冬、体を動かして脂肪を燃やそう！どなたでも参加できます。
 日時 毎週木曜日
 午後7時30分～8時30分
 ※第4木曜日・ヨガの日は象潟公民館で開催します。
 問合せ スポーツ振興課
 ☎33・8855

象潟体育館
 冬期団体利用の募集と
 夜間一般利用のお知らせ

【冬期団体利用の募集】
 冬期間(12月～3月)利用する団体を募集します。
 日時 毎週木曜日
 午後7時30分～9時
 申込期限 利用の1週間前まで
 【夜間一般利用】

【観光案内養成研修会】
 参加者の募集

市観光課、商工会、観光協会が実施している観光地
 日時 11月21日(金)
 ①午後2時～3時
 ②午後7時～8時
 会場 市役所金浦庁舎第3会議室
 問合せ 下水道課
 ☎38・3006

労働時間適正化
 無料電話相談の実施
 ～11月はキャンペーン月間です～

労使双方が協力しあい、長時間労働や賃金不払い残業をなくしましょう。長時間労働や賃金不払い残業などでお困りの労働者やその家族からの、電話無料相談を実施します。
 日時 11月22日(出)
 午前9時～午後5時
 相談フリーダイヤル 018・897・713
 20・897・713
 問合せ 秋田労働局監督課
 ☎018・862・682

通常、午前9時から午後5時まで一般開放している象潟体育館を毎週水曜日の夜間(午後5時～9時)に一般利用できます。利用料 一般50円、高校生30円、小中学生10円。※小中学生は保護者同伴。※午後7時からは半コート。※年末年始は休館します。
 申込・問合せ 象潟体育館
 ☎33・8855

日本海沿岸東北自動車道
 山形・秋田県境区間建設促進大会

期日 12月1日(月)
 受付 午後1時00分～
 開始 午後1時30分～
 会場 烏海温泉「遊楽里」(山形県遊佐町)
 テーマ 「北前船から展望する地域の発展と交通体系の整備」ほか
 講師 渡辺英夫氏(秋田大学教授)ほか
 ※申込不要、入場無料です。
 問合せ 企画情報課
 ☎43・7510

職場でのセクシュアル
 ハラスメント対策について

男女雇用機会均等法第11条および指針により、職場における男女双方に対するセクシュアルハラスメント対策として、次の措置を講ずることが、事業主の義務となっております。
 【事業主が講ずべき措置】
 ①セクシュアルハラスメントの内容・方針の明確化
 ②行為者に対する厳正な対処方針・対処内容の明確化(懲戒規定の整備等)
 ③相談窓口の設置
 ④相談窓口の適切な対応
 ⑤事実関係の迅速・正確な確認
 ⑥行為者・被害者に対する適正な措置
 ⑦再発防止のための措置
 ⑧相談者・行為者等のプライバシー保護のための措置
 ⑨相談等を理由とする不利益取り扱いをしないことの明確化
 問合せ 秋田労働局雇用均等室
 ☎018・862・6684

鳥海観光みらい塾の開催
 由利地域の観光関連業のネットワークの促進と人材育成のため、県内外の著名人の講話を聴講し、講師と塾生の交流を行います。
 期日 12月4日(休)
 会場 ポートプラザアクアバル(由利本荘市)
 対象 にかほ市、由利本荘市在住の観光関連業(旅館・ホテル、飲食店、土産物店等)従事者、観光案内人等